

重複意見整理後の意見の内容と村の考え方及びその結果の一覧

【案件名 パブリックコメント手続実施要綱（案）】

分類	NO	提出された意見	中札内村の考え方	結果
目的	1	第1条（目的）の文中「村民との協働によるまちづくりの推進を目的とする」の文言は「村民との協働による開かれた村政を実現することを目的とする」に表現することが適当と考える。	ご意見の「開かれた村政を実現する」については、条文中「村政運営の透明性の向上を図り」という部分にその考えを含めております。その上で村民との協働によるまちづくりを推進することがこの要綱の目的となっております。	修正なし
定義	2	第2条（定義）の第2項「実施機関」に、選挙管理委員会及び農業委員会を加えるべきと考える。	選挙管理委員会及び農業委員会については、第3条第1項第1号から第4号までの各手続対象事業を策定及び制定する可能性が低く、もし、そのような事案が出てきた場合本要綱を準用することも可能であるとして加えておりません。	修正なし
適用除外	3	第4条（適用除外）1項5号は、拡大解釈による除外の憂いがあり削除すべきと考える。	基本的に本手続を実施しないための理由として位置付けているものではありません。 この条項は、審議会や協議会等における政策等の策定過程において、本手続と同様の手続を経て答申されたり、報告された案や素案について、実施機関が重要な内容の変更を行わなかった場合、同様の案について本手続を繰り返すことは、費用対効果や効率性の観点から望ましくないと考えたものであります。 もし、答申や報告された案・素案について実施機関が重要な変更を行った場合には、当然本手続の実施対象とすることになると考えております。	修正なし
附則	4	附則（施行期日）月日は記入すべきと考える。	本手続を実施したことにより、どの程度意見が寄せられるのか見当がつかなかったことから、意見のまとめ及び村の考え方の整理などに要する期間を想定できず、施行期日を明記しておりませんでした。しかし、施行期日に対するご意見もあると考えられることから、今後は公表時に明記することといたします。 また、本要綱の施行期日については、意見に対する村の考え方の公表及び本手続に対する職員意識の醸成を図る期間を考慮し、11月1日といたします。	追記する 11月1日
	5	附則（経過規定）立案の過程にある政策等については適用すべきものとする。	本手続には、相当の期間を要するため、政策等の策定過程における一連の手続の途中から、この要綱を適用することは、困難であることから、現に立案過程にある政策等については、この要綱の規定を適用しないこととしています。	修正なし